

## 【外国人等】

### 基本方針

#### 〈現状〉

- 国によると、令和5年(2023年)末現在における在留外国人数は、341万992人であり、昭和34年(1959年)に統計を取り始めてから最も多く、日本の総人口の約2%を占めています。平成31年(2019年)4月には、「出入国管理及び難民認定法(出入国管理法)」の改正法が施行され、新たな在留資格が創設されました。人手不足の産業分野における受入れの拡大が図られており、今後ますます在留外国人の増加が予想されています。また、日本で生まれた外国人の子どもや、両親のどちらかが外国出身である子どもも増加しています。
- 国においては、外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備等を目的とし、国・地方公共団体・外国人等を雇用する事業主のそれぞれの責務を定めた「日本語教育の推進に関する法律<sup>※</sup>」が令和元年(2019年)6月に公布・施行されています。

#### ※日本語教育の推進に関する法律

令和元年(2019年)6月施行。日本語教育の推進が、外国人が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう、国・地方公共団体・外国人等を雇用する事業主のそれぞれの責務を定めた法律。

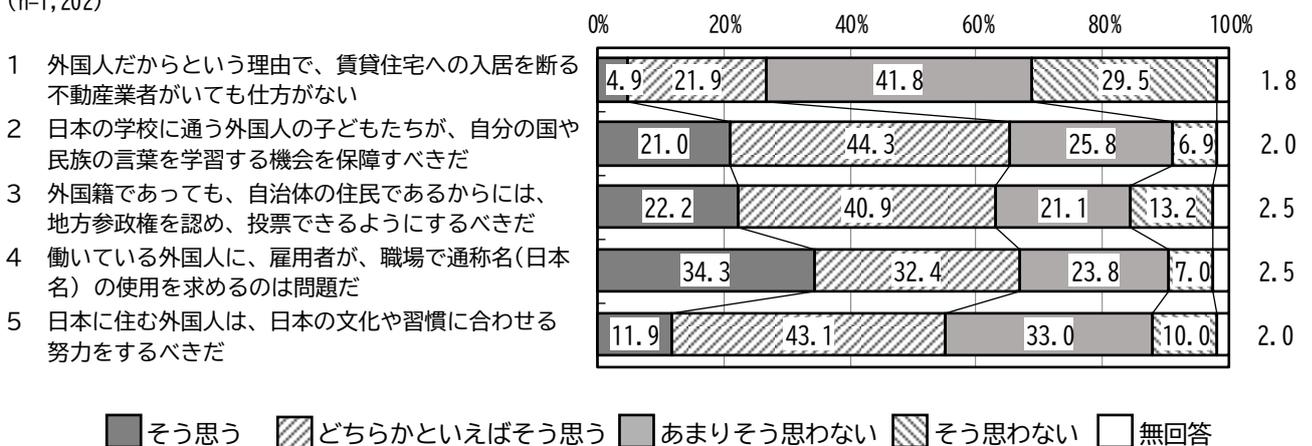
- 県における令和5年(2023年)末現在の在留外国人数は131,756人であり、全国と同様に増加傾向となっています。また、令和5年(2023年)10月末時点の外国人雇用者数は57,375人であり、年々増加しています。
- 本市の住民基本台帳に基づく国籍別外国人人口をみると、令和6年(2024年)4月1日現在で76か国、12,933人となっており、本市の人口の2.5%を占めています。そのうち、ベトナムが4,464人で最も多く、次いで韓国・朝鮮が4,275人、中国1,250人、フィリピン620人となっています。アジア地域の割合が本市の外国人人口全体の95.9%を占めています。  
ベトナム人の在住者は、昭和54年(1979年)のインドシナ難民姫路定住促進センター設立(平成8年(1996年)閉所)を契機に増加しており、平成29年(2017年)には、ベトナム人住民の集住地域を中心にベトナム語での生活相談窓口を設置しました。  
当初は、本市のベトナム人の多くは就業場所が同和地区を含む地域に多いことや、不動産が安い等の理由から、同和地区に集住し、現在もその状況が続いております。また、近年は先に入国した家族や親族を頼って、その地域に住む子世代や孫世代も増えていきます。
- 本市における在住外国人が増加する中で、住宅や教育、医療などの面で様々な問題が生じており、行政の対応が求められています。教育の分野では、「教育機会確保法」の制定も踏まえ、国籍にかかわらず義務教育を十分受けることができなかつた人々等を対象とする夜間中学や外国人のための補習教室・日本語講座の設置など、教育機会を充実する対策を検討していく必要があります(令和5年(2023年)に公立夜間中学である姫路市立あかつき中学校を開校)。一方、

住宅や医療など民間の事業者や地域の理解と協力が必要な分野も多くなっています。また、外国人高齢者も増加している中、支援の必要性がありながら支援機関につながる事ができていないことや、介護保険サービスについての理解が十分でないこと、利用しやすいサービスの不足、コミュニケーションに関する事などへの課題に対応するため、外国人高齢者のニーズに寄り添った対策が必要となっています。

- 本市では、従来より市職員採用試験における国籍条項の廃止、国籍による市営住宅入居者資格制限の廃止、無年金となっている外国人の重度障害者や高齢者に対する特別給付金制度の実施等に取り組んでいます。平成 29 年(2017 年)には従来の「姫路市国際化推進大綱」を改定し、「姫路市国際化推進プラン」を策定して、在住外国人のための諸施策を実施しています。
- 本市では、令和元年(2019 年)9 月には、市役所本庁舎内に「外国人相談センター」を設置し、多言語での生活相談に対応しています。在住外国人を対象とした日本語学習の機会については、姫路市文化国際交流財団が日本語学習支援事業として「日本語講座」、「日本語ひろば」の実施や、地域の日本語支援グループ等のボランティア団体と定期的に連絡会議を開催し、日本語教室に関する情報の提供、共有を図っています。また、外国人等が集住している地域では、日本語指導が必要な外国人等の子どもたちを対象に、日本語指導や学習支援を行うボランティア活動等も実施されています。
- ヘイトスピーチについて、市民意識調査では「ヘイトスピーチ」を「知っている」という人が 52.2%ですが、「ヘイトスピーチ解消法」を知っている人は5割に満たず、「知らない」と回答した人の方がやや多くなっています。また、ヘイトスピーチを知っている人のうち、「特定の人々を排除するのは、許せないと思った」と回答する人は 59.5%となっている一方で、「ヘイトスピーチされる側にも問題があると思った」、「ヘイトスピーチをする側の主張も一理あると思った」と回答する人もそれぞれ約2割となっており、ヘイトスピーチをやむを得ないと思う人が一定数いる現状が明らかになりました。

### 外国人の人権について

(n=1,202)



出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

## 〈課題〉

---

- 外国人労働者の受入れについては、旧来の技能実習制度において低賃金、長時間労働、雇用者や同僚からの暴力等の人権侵害の事案が問題となっていました。令和6年(2024年)の制度改正により特定技能制度<sup>※</sup>の拡充が図られ、令和6年度(2024年度)から5年間における特定技能の外国人の受入れ見込数及び受入れ分野が拡充されます。技能実習生等の外国人に対する人権侵害行為は、外国人の人権擁護の観点からも、決して許されるものではなく、受入れ拡大にあたっては、人権侵害等の不適正な対応が生じていないか注視する必要があります。

### ※特定技能制度

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れていく仕組みのこと。

- 地域社会における共生の促進を図るため、文化の多様性を認め、異なる言語・宗教・生活習慣等を有する人が共に生活する多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発が求められています。多文化共生のためには、相互の人権を尊重し合うとともに、日本国籍を取得した人も含めて在住外国人等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、効果的な啓発を実施する必要があります。
- ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせる人権侵害行為です。このような排他的な言動を許さない意識づくりが重要です。
- 令和元年(2019年)に施行された「日本語教育推進法」を受けて、外国人の日本語教育の充実が図られています。一方で、日本の生活様式や考え方等を押付けたりするような同化主義に陥ることがないように、外国人が自らのアイデンティティを維持しながら日本語を学ぶことができるよう、教える側は出身国の言語・宗教・生活習慣等への理解を深めていくことも大切です。また、地域での住民間の交流を進める観点から、日本語教室の在り方の対策が求められます。

## 〈教育及び啓発の方針〉

---

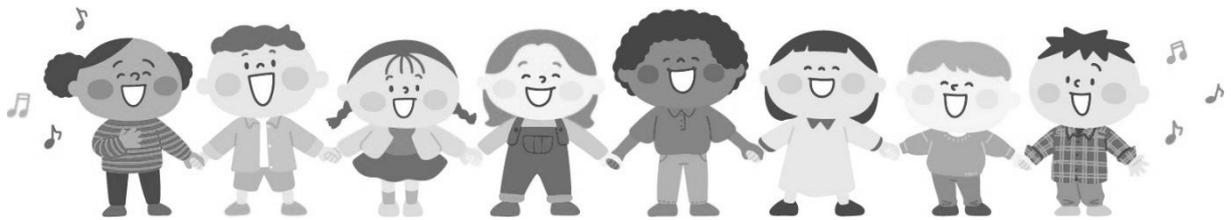
国際交流センターを拠点として、交流の場づくりや情報提供を行い、国際交流・協力活動の推進を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けて、人権意識・国際感覚豊かな人づくり、外国人が暮らしやすい環境づくりを目指します。また、学校教育においては、在籍する外国人等の児童生徒が、円滑に学校生活を送るための学習支援に取り組みます。

市民意識調査において「ヘイトスピーチ解消法」の内容を知っている人の割合が低くなっています。法律が施行され、街宣活動等によるヘイトスピーチは、見かけなくなりましたが、インターネット上において特定の国籍や民族への人権侵害にあたる書き込みが行われています。市民一人一人がヘイトスピーチは許さないという人権意識を高めていくよう、法律の継続的な広報等により周知を図ります。

## 〈事業の柱〉

---

- ①日本語学習の機会の充実
- ②情報提供の充実
- ③人権意識の高揚
- ④児童生徒等に対する学習の支援(外国人等)
- ⑤多文化共生に向けた教育の充実
- ⑥国際交流の推進
- ⑦インターネットモニタリングの充実【再掲】



## 実施計画

### 〈事業の柱〉

- ①日本語学習の機会の充実
- ②情報提供の充実
- ③人権意識の高揚
- ④児童生徒等に対する学習の支援(外国人等)
- ⑤多文化共生に向けた教育の充実
- ⑥国際交流の推進
- ⑦インターネットモニタリングの充実【再掲】

### 〈事業一覧〉

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
<b>①日本語学習の機会の充実</b>		
在住外国人のための日本語講座	地域や職場で必要な会話や生活習慣を学ぶための初級日本語学習の機会を提供し、言葉の面から生活支援を行う。	文化国際課
<b>②情報提供の充実</b>		
日本語教育ボランティアの養成講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊦日本語を学びたい外国人を支援するボランティア指導者に、日本語教授法等についての知識を習得し能力の向上を図る機会を提供する。</li> <li>㊧自主グループ指導者との情報交換や研修の場の提供など指導者間の連携を図る。</li> </ul>	文化国際課
資料、情報の収集及び提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊨生活ガイドブック等の発行 多言語による「外国人のための生活ガイド」等の生活ガイドブックを発行する。</li> <li>㊩生活情報誌の発行 生活情報誌を発行し、在住外国人への生活情報を提供する。</li> <li>㊪図書コーナーの運営 図書コーナーを運営し、国際交流に関する資料や情報の収集と提供を行う。</li> <li>㊫インターネットによる情報提供 姫路市文化国際交流財団のホームページの充実を図る。</li> </ul>	住民窓口センター 文化国際課
生活相談の実施	常設の相談窓口として「姫路市外国人相談センター」を運営し、情報提供や関係機関の紹介などの生活相談を多言語で実施し、在住外国人の生活面での問題解決を支援する。	文化国際課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
<b>③人権意識の高揚</b>		
市民啓発事業の促進	外国人に対する偏見や差別意識を解消し、異なる文化や生活習慣、価値観などを尊重する人権意識を育てることを目指して、人権のつどい、人権学習地域講座など啓発事業を推進する。とりわけ、在日韓国・朝鮮人や日本に在住するベトナム、中国などアジア諸国の人々に関わる歴史的経緯や社会的背景をはじめ、東南アジア、中南米諸国等の人々についての認識を深めるため、交流や研修を通じて、市民啓発を進める。	人権啓発課 人権啓発センター 人権教育課
国際交流ふれあい教室	在住外国人を講師に招き、異文化紹介を通して異なる文化を持つ人々が地域に在住していることを知ってもらい、地域の国際化について考える契機をつくる。	文化国際課
国際化市民啓発事業	市民の国際交流についての理解と関心を高めるため、国際交流、多文化共生等をテーマに講演会を実施する。	文化国際課
ボランティアステップアップ学習会	学識経験者等を講師に招き、どのように課題を発見し解決していくかを学ぶ機会を提供する。	文化国際課
<b>④児童生徒等に対する学習の支援(外国人等)</b>		
児童生徒支援教員(日本語指導)による指導	小・中・義務教育・特別支援学校において、帰国外国人児童生徒等の学校生活の適応促進や学力の向上を図る取組などを充実させるとともに、日本語指導やその授業方法、指導体制の充実・改善を図る。	人権教育課
子ども多文化共生サポーター派遣事業(県)	県の「子ども多文化共生サポーター派遣事業」を活用し、日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への早期適応を促進する。	人権教育課
バイリンガル支援員派遣事業(市)、児童生徒等の受入れ促進(外国人等)	日本語指導が必要な外国にルーツを持つ児童生徒等が在籍する小・中・義務教育・特別支援学校に、母語が話せるバイリンガル支援員(スタディサポーター・通訳)や、日本語指導支援員を派遣し、教員と該当児童生徒及びその保護者とのコミュニケーションの促進や、学習支援・生活支援・心のケアを図る。	人権教育課
就学援助、外国人学校振興助成	<p>㊦小・中・義務教育・特別支援学校に通学する就学困難な外国人を含む児童生徒を対象に学用品等の費用を援助する。</p> <p>㊧西播朝鮮初中級学校の教育振興に対する補助や同校に通学する就学困難な児童生徒を対象に学用品等の費用を援助する。</p>	学校指導課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
<b>⑤多文化共生に向けた教育の充実</b>		
「総合的な学習(探究)の時間」、「道徳科」などを利用した教育	<p>⑦外国人語学講師や地域の海外生活経験者、留学生や在住外国人などをゲストティーチャーとして招き、異文化を理解し、多様な文化を持った人々と共に生きる態度を育成する。</p> <p>⑧「総合的な学習(探究)の時間」や「道徳科」をはじめとする教科を通して、多文化共生の視点に重点を置き、学校の実態に応じて様々な国の文化にふれるとともに、共通点・相違点の理解を深め、立場や考えの違いを認めようとしたり理解しようとしたりする取組を推進する。</p>	学校指導課 人権教育課
<b>⑥国際交流の推進</b>		
海外との友好交流	<p>⑦姉妹都市でのホームステイやオンラインの交流を通して異なる文化を理解し、お互いの違いを認めながら共生できる次代を担う青少年を育成する。</p> <p>⑧民間団体による文化交流を支援する。</p>	文化国際課
「ひめじ国際交流フェスティバル」の開催	<p>⑦料理やステージなど多彩なイベントを通して市民に異文化を体験してもらい、在住外国人との交流を図る。</p> <p>⑧在住外国人が自国の文化を紹介し、自己の存在やアイデンティティを表現する場を提供する。また、様々なボランティアや市民に事業への参加を通して、異文化を理解してもらう。</p>	文化国際課
<b>⑦インターネットモニタリングの充実【再掲】</b>		
インターネットモニタリングの充実	インターネット掲示板等におけるヘイトスピーチ等の差別書き込みのモニタリングを行い、悪質な差別書き込みについては削除要請を行うことにより、差別書き込みの早期発見と拡散防止を図る。	人権啓発課

## 計画の進捗評価指標

〈事業名〉 指 標	基準値	目標値 (令和 11 年度)	目標設定理由
〈日本語教育ボランティアの養成講座〉 日本語教育ボランティア養成講座の修了者数	24 人 (令和 5 年度)	50 人	日本語教育ボランティアを増やすことにより、日本語学習支援の担い手を増やし、外国人に日本語学習の機会を提供することにより、言葉の問題による外国人への差別をなくす。
〈「ひめじ国際交流フェスティバル」の開催〉 ボランティア参加人数	700 人 (令和 5 年度)	700 人	ボランティアの参加人数を維持することで、フェスティバルの開催継続を図り、来場者が多文化共生について考える機会を提供する。

計画改定で目指すべき成果指標	成果指標の測定方法	主管課
<p>養成講座受講者数を目標値に近づけることにより、最終的に学習支援ボランティアの新規登録者数を増やす。</p>	<p>毎年最終受講者数の2割程度がボランティア登録を行っている。令和5年度のボランティア登録者数は12名であった。次回も12名を目標とする。</p>	<p>文化国際課</p>
<p>ボランティアの参加人数を維持し、ひめじ国際交流フェスティバルの開催を継続する。</p>	<p>令和11年度のボランティアの参加人数700人を目標値とし、年1回ペースでのフェスティバルの開催を継続する。</p>	<p>文化国際課</p>